

林地開発許可制度ってなに？

○無秩序な森林開発により森林の働きが著しく損なわれないよう、森林法という法律で定められたルールです。

森林は、災害の防止や洪水の調節機能、生活環境の保全など様々なはたらきを持っており、こうした森林のはたらきにより私たちの暮らしは守られています。このような森林のはたらきを著しく損なわないために、許可を取っていただき一定のルールに沿って開発を行ってもらう制度、それが林地開発許可制度です。

どんな場合に許可が必要な？

○1haを超える森林を農地にするなどの開発を行う場合に許可を受ける必要があります。

- ・地域森林計画の対象となる森林で農地の造成、土石の採掘、事業場の設置、道路の設置など、1haを超えて開発(土地の形質の変更)を行う場合は許可を受ける必要があります。
- ・伐採されて樹木がない土地でも、開発を行う場合は許可の対象となります。
- ・開発しようとする森林が地域森林計画の対象民有林であるかどうかは、「置戸町役場産業振興課林業振興係」又は「オホーツク総合振興局産業振興部林務課造林係」で確認できます。

○1回の開発行為が1ha以下でも将来的に1haを超える場合は許可が必要です。

- ・何年にもわたって開発を行う場合、各年の開発行為が1ha以下でも最終的な開発面積が1haを超える場合は許可が必要です。
- ・森林所有者が共同で開発する場合で、各人の開発する森林面積が1ha以下でも全体で1haを超える場合も許可が必要になります。

どんな手続きが必要な？

○開発を行う前に林地開発許可申請を行い、北海道知事の許可を受ける必要があります。

事前に相談いただければ、許可が必要な案件かどうか確認させていただき、もし許可の対象となる場合は申請に必要な書類について説明いたします。

許可までにどのくらいの期間がかかるの？

○申請書が受理されてから土日祝日を除き30日以内に許可かどうかの通知が行われます。

申請に必要な書類が提出され、受理されてから審査・手続き等に30日を要します。なお、事前の書類審査・訂正等の期間については30日の中に含まれませんのでご注意ください。

許可を受けずに1haを超える開発を行ってしまったら？

○違反行為として行政指導、場合によっては行政処分を受けることになります。

無許可で開発が行われたり不正な手段で開発を行った等の違反行為があった場合、森林法に基づき開発の中止や復旧指導が行われます。悪質と認められる時などは監督処分や罰則が適用される場合もあります。

そのような事態にならないためにも許可を受け適正に開発を行っていただく必要があります。

他に注意することは？

○林地開発許可だけでなく他の法令に基づく許可が必要な場合があります。

一例として、開発予定地が「農業振興地域の整備に関する法律」で定める農用地域内である場合は別途許可が必要になるなど、関係する法令について事前に確認が必要です。

◆お問い合わせ

置戸町役場産業振興課林業振興係

(電話番号：0157-52-3313)

北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課森林保全係

(電話番号：0152-41-0651)